

第4次愛知県環境基本計画検討資料

【第4次愛知県環境基本計画】 構成（案）

第1章 計画の基本的事項	p 1～2
1 策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況	
1 社会経済情勢の変化	p 3～5
2 環境の状況	p 6～9
第3章 2030年の「あいちの環境」のあるべき姿	p 10～11
第4章 2020年までの環境施策の方向	p 12
1 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて	p 13～16
2 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて	p 17～20
3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて	p 21～23
第5章 計画の推進	次回検討

計画の基本的事項

1 策定の趣旨

- 「恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的に発展することが可能な社会の構築」及び「地球環境の保全の積極的な推進」は、愛知県環境基本条例に掲げられた基本理念です。本県には、この基本理念に基づき、各種の環境保全施策を総合的かつ計画的に実施する責務が課せられています。
- 本県は、この基本理念のもとに、平成9年8月、恵み豊かなあいちの環境を保全し、これを未来に引き継いでいくことができる「あいち環境社会」の構築を目指し、第1次愛知県環境基本計画を策定しました。
- その後、環境保全と創造のための諸施策を積極的に進めてきたものの、環境問題の複雑・多様化や社会経済の状況の変化、県民の環境に対する意識の変化に的確に対応するため、平成14年9月、循環を基調とする持続可能な社会の構築の実現に向けて、第2次愛知県環境基本計画を策定しました。
- さらに、平成17年に本県で開催された「2005年日本国際博覧会」の開催を通して醸成された県民の環境意識の高揚を踏まえ、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標として掲げ、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境政策の基本としつつ、「脱温暖化」、「資源循環」、「自然共生」、「参加・協働」を推進するための施策を盛り込んだ第3次愛知県環境基本計画を平成20年3月に策定し、環境の保全と創造に関する施策を推進してきました。
- その結果、全国一を誇る住宅用太陽光発電施設の設置基数やエコカーの導入台数、全国トップクラスのごみのリサイクル率など一定の成果を上げることができましたが、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、廃棄物の不法投棄、都市域での土壌汚染など、県民の日常生活における環境問題が依然として残っています。
- こうした中で、平成22年10月には、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知・名古屋で開催され、生物多様性保全の新たな世界目標となる「愛知目標」が採択されるなどの大きな成果を挙げました。
今後は、COP10開催県として、「愛知目標」の達成に向け、先導的な役割を果たしていくことが求められています。とりわけ、本県においては、県民・市民団体・事業者が主体となったさまざまな取組が行われ、会議の成功に貢献しただけでなく、特に自然環境面での高い県民意識が培われ、県民や事業者、行政の環境取組が一層活発になっており、この成果を環境施策の推進へと生かしていくことが肝要です。
- また、本年11月には、「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関するユネスコ世界会議が愛知・名古屋で開催されます。持続可能な社会の構築に向けては、すべての県民が環境について学び、考え、行動していくことが必要であり、この会議の開催は、本県が、環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいく大きな契機になります。

- こうした本県独自の経験を生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化への確に対応しながら、持続可能な社会の構築に向けて、県民、事業者等の参加と協力を得て環境保全の取組を進めるため、現在の環境基本計画を見直し、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、策定するものです。
- また、本計画は、本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的・計画的な推進を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、本県が、地域のさらなる発展に向けた戦略やその中での県内各地域の方向性を示すビジョンとして、本年3月に策定した「新しい地域づくりビジョン」（知事政策局の検討状況にあわせ後日修文）と計画期間をあわせ、平成42年（2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年（2020年）までに取り組むべき施策の方向を提示します。

「第4次愛知県環境基本計画」策定までの流れ

愛知県環境基本条例（平成7年3月施行）

愛知県環境基本計画（平成9年8月策定）

- ・目指すべき社会と環境の姿を「あいち環境社会」として定義

第2次愛知県環境基本計画（平成14年9月策定）

- ・「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする4つの社会の形成を通して「あいち環境社会」の実現を目指す

第3次愛知県環境基本計画（平成20年3月策定）

- ・「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に設定
- ・「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安全・安心」「参加・協働」の5つの社会づくりを通じた目標の実現

【社会経済情勢の変化】

- ・人口の減少
- ・地球温暖化対策、生物多様性保全の国際的な枠組みの進展
- ・資源価格の急激な高騰
- ・社会・経済のグリーン化の進展
- ・ESDの取組

【環境を取り巻く状況】

- ・依然として残る地域の環境課題
- ・取組が遅れている温室効果ガスの排出量削減
- ・生物多様性の損失の進行

第4次愛知県環境基本計画（平成〇年〇月策定）

「環境首都あいち」の飛躍に向けて（仮称）

平成17年
国連ESDの10年
がスタート

平成17年
愛知万博

平成22年
生物多様性条約
COP10

平成26年
ESDに関する
ユネスコ世界会議

「あいちの環境」を取り巻く状況

1 社会経済情勢の変化

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）の 747 万 7 千人程度をピークに減少に転じ、平成 32 年（2020 年）には 744 万人、平成 42 年（2030 年）には 721 万 3 千人にまで減少すると見込まれています。
- 2030 年の年少人口（0～14 歳）は 83 万 5 千人に、生産年齢人口（15～64 歳）は 438 万 3 千人に減少すると見込まれており、これは 2010 年と比較してそれぞれ 23 万 1 千人、45 万 6 千人の大幅な減少となります。一方、老年人口（65 歳以上）は、2010 年の 150 万 6 千人から、2030 年には約 33% 増えて 199 万 5 千人となり、2030 年の高齢化率は 27.7% になると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単身世帯数が大きく増加することが見込まれています。

[課題]

- ◆ 世帯の細分化により、エネルギー消費量やごみ排出量の増加、居住地の拡散による自動車利用の拡大などの環境負荷の増大などが予想されることから、その対応が必要です。

(2) 地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

- 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組みづくりに向けた議論が進められています。

ア 地球温暖化対策

- 地球温暖化対策については、1992 年（平成 4 年）に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」に基づき、先進国による温室効果ガス排出量を 2008～2012 年の平均で 1990 年比 5% 削減（日本は 6% 削減）することを義務づける「京都議定書」が 2005 年（平成 17 年）に発効し、我が国や欧州各国を中心に温室効果ガス排出量の削減取組が進められてきました。
- 2013 年（平成 25 年）以降の世界の枠組については、2011 年（平成 23 年）の第 17 回締約国会議（COP17）において、すべての締約国が参加する将来の法的な枠組を 2015 年（平成 27 年）までに採択し、2020 年（平成 32 年）から発効されることが合意されています。

- 我が国においては、平成 25 年 3 月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が改正され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定することとしています。

イ 生物多様性保全

- 生物多様性保全については、1992 年（平成 4 年）に採択された「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」により、多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、および遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際的な取り決めなどについて議論が行われてきました。
- 2010 年（平成 22 年）に愛知・名古屋で開催された第 10 回締約国会議（COP10）では、今後 10 年間に国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択されました。また、その達成に向けた具体的な行動計画として、5 つの戦略目標のもとに、20 の個別目標が定められました。

[課題]

- ◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球温暖化対策や生物多様性保全の取組を推進していくことが必要です。

(3) 天然資源の価格高騰などによる制約

- 我が国のエネルギー自給率は 4% 程度に過ぎず、原油や天然ガスなどの化石燃料を輸入に頼っています。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を端緒に、国内の原子力発電所の多くは稼働を停止しており、エネルギー源における化石燃料への依存度は高まっています。
- 新興国のエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高水準で推移しています。
- 金属などの天然資源についても同様に、今後、世界全体で資源の制約が強まるものと予想されています。

[課題]

- ◆ 資源の消費は、地球温暖化や生物多様性等の地球環境問題とも密接に関係しており、天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

(4) 経済・社会のグリーン化

- 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという、いわゆる「経済・社会のグリーン化」という考えは、国連環境計画（UNEP）の「グリーン経済（Green Economy）」や経済協力開発機構（OECD）の「グリーン成長（Green Growth）」に見られるように、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。
- また、消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっていくと見込まれています。

[課題]

- ◆ 本県の活発な産業活動は、引き続き本県の発展をけん引していく役割を担うことが期待されますが、省エネルギー、省資源の徹底など環境負荷の一層の低減が求められます。
- ◆ その上で、環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係の構築を図ることが必要です。

(5) 愛知万博・COP10の理念・成果の継承

ア 2005年日本国際博覧会（愛知万博）

- 平成17年（2005年）、史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」が本県で開催されました。
- 愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や市民の自主的な参加による環境への様々な取組が展開され、大きな成功を収めました。
- 愛知万博におけるこうした取組は、未来の環境社会（持続可能な社会）の実現に向けた社会実験といえるものであり、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。
- また、会場外においても、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り組まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。

【愛知万博における先進的な取組】

- ・環境影響評価法の趣旨を先取りした環境アセスメント
- ・未来型の会場エリア内循環システムの実証実験
- ・「EXPOエコマネー」による来場者の環境行動への参加
- ・パビリオンやモビリティ（会場アクセスや会場内交通）における環境負荷低減の取組

など

イ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

- 本県では、「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」開催を愛知万博の理念と成果を発展させるための事業として位置付け、名古屋市や経済界などとともに誘致活動を行った結果、平成22年（2010年）10月、COP10が愛知・名古屋で開催されました。
- 本県は、COP10開催にあたり、名古屋市や経済界などと支援実行委員会を設立し、快適に会議が開催できるよう支援するとともに、会議会場の隣接地や都心部などでさまざまなイベントを開催し、生物多様性の理解を深め、県民や事業者、行政など主体間の交流を促進しました。
- また、本県の取組として、COP10開催に合わせて、将来を担う青年や子供、そして自治体による国際会議などを開催し、世界に向けてメッセージを発信しました。さらに、COP10の開催前や会期中において、県内の各地で様々なイベントを展開しました。
- こうした取組を通じて、県民の環境に対する関心・意識を一層高めることにつながっただけでなく、COP10の開催地、そして「名古屋議定書」、「愛知目標（愛知ターゲット）」の誕生の地として、生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。
- そうした中、本県は、平成25年（2013年）3月に、「愛知目標」の達成に向けた行動計画として「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が協働して取組を進める本県独自の「あいち方式」により、生態系ネットワーク形成の県内展開を進めています。

[課題]

- ◆ こうした愛知万博とCOP10の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。
- ◆ 「愛知目標」の達成に向けて、多様な主体の協働による取組を県内に広く展開することが必要です。

(6) 「持続可能な開発のための教育（E S D）」の取組

- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、「持続可能な開発のための教育（E S D：Education for Sustainable Development）」に関する取組が、我が国を始め世界各地で始まっています。
- 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導する「国連E S Dの10年」の締めくくりとして、平成26年11月、ユネスコ及び日本政府が主催する「E S Dに関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されます。

[課題]

- ◆ この会議を契機として持続可能な社会を担う人づくりを進めていくことが必要です。

2 環境の状況

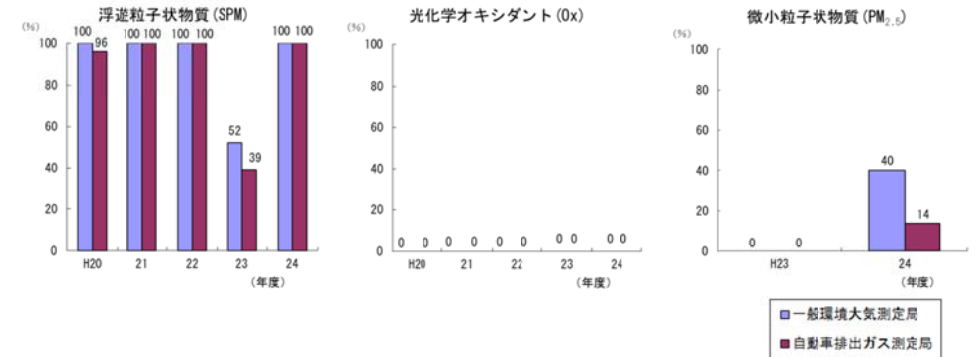
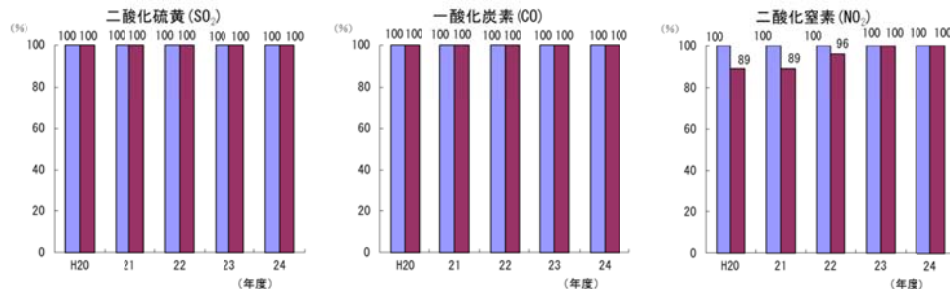
(1) 大気環境

- 大気環境の環境基準達成状況を直近5年間（平成20～24年度）で見ると、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局とも、すべての測定局で環境基準を達成しています。
- 二酸化窒素については、一般環境大気測定局では、すべての測定局で環境基準を達成しています。また、自動車排出ガス測定局では、幹線道路沿道の一部の測定局で非達成となっていました。平成23年度は、昭和60年度以来26年ぶりに、すべての測定局で環境基準を達成し、翌平成24年度もすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 浮遊粒子状物質は、ほとんどの測定局で環境基準を達成していますが、平成23年度は約半数の測定局で環境基準を達成しませんでした。これは2日間連続で基準値を超えたためであり、この2日間はいずれも県内で黄砂が観測されています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、平成21年9月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成23年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

[課題]

- ◆ 二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局においても改善されていますが、今後とも環境基準を達成していくためには、自動車排出ガス対策をさらに進める必要があります。
- ◆ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、発生源が多岐にわたり、また、生成メカニズムが複雑であることから、知見を集積しつつ環境監視を続けていくことが必要です。
- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進を図ることが必要です。

大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



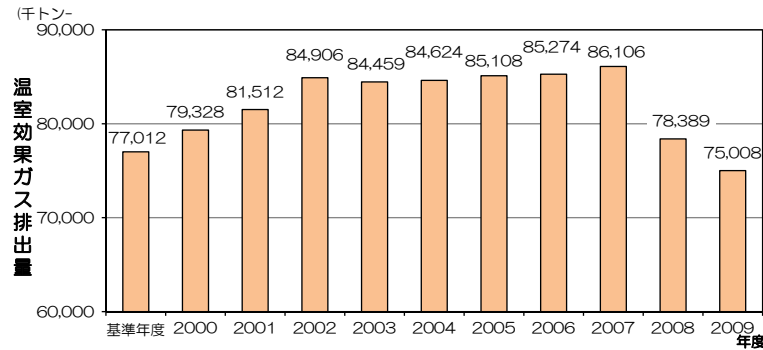
(2) 温室効果ガス（注：本項については2010年度のデータにより修文予定）

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成19年度（2007年度）にピークに達した後減少に転じており、平成21年度（2009年度）には、京都議定書の基準年度（1990年度）を初めて下回りました。
- 平成21年度（2009年度）の県内の温室効果ガス排出量の内訳は、京都議定書の基準年度（1990年度）と比較して、産業部門では景気の後退に伴う生産活動の減少により排出量が大きく減少したものの（基準年度比-13.7%）、民生業務部門や民生家庭部門では、それぞれ延床面積や世帯数の増加にともなって大きく排出量が増加しており（民生業務部門：同+21.3%、民生家庭部門：同+25.8%）、運輸部門でも増加しています（同+3.7%）。本県全体としては、基準年度比で2.6%の削減にとどまっています。

[課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量が増加している民生業務部門、民生家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。
- ◆ 製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて多く、事業者による自主的取組の一層の推進が期待されます。

本県における温室効果ガスの総排出量の推移



本県における温室効果ガス排出量（平成 21 年度（2009 年度））

区分	基準年度 排出量 (千トン-CO ₂)	平成 21 年度 排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増加率 (対基準年度(1990 年度))	
			区分内	
エネルギー 起源 CO ₂	産業	42,898	37,033 (52.9)	▲ 13.7%
	民生(家庭)	7,315	9,201 (13.1)	+ 25.8%
	民生(業務)	8,387	10,171 (14.5)	+ 21.3%
	運輸	11,041	11,448 (16.4)	+ 3.7%
	エネルギー-転換	1,481	2,152 (3.1)	+ 45.3%
小計	71,124	70,005 (100.0)	▲ 1.6%	▲ 1.5%
非エネルギー-起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	3,224	3,954	+ 0.9%	
代替フロン等 3 ガス	2,664	1,049	▲ 2.1%	
合計	77,012	75,008	▲ 2.6%	

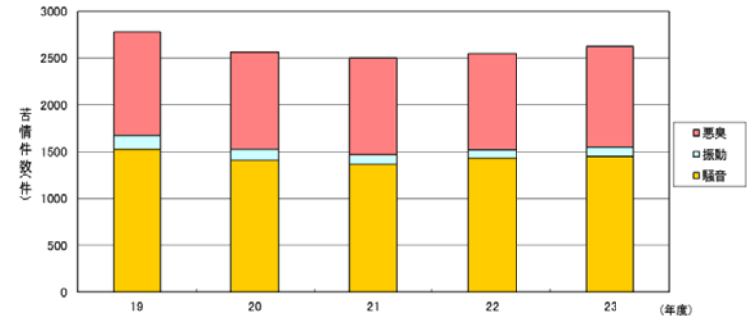
(3) 騒音・振動・悪臭

- 騒音は、日常生活に密接な関わりを持ち、発生源も多種多様であることから、公害に関する苦情の多くを占めています。苦情件数は、近年、横ばいの傾向にあります。発生源別では、建設業からの騒音苦情が最も多く、次いで製造業となっています。
- 自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、直近の平成 24 年度で約 94% となっています。
- 振動は、騒音と同一発生源から発生する例がありますが、近年の苦情件数は 100 件前後で推移しています。
- 悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすものとして、多種多様な発生源から多くの苦情が発生しています。

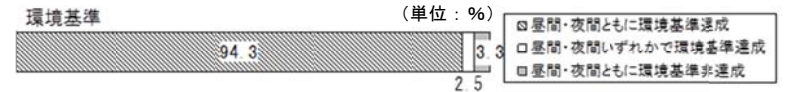
[課題]

- ◆ 自動車交通が集中している地区では依然として騒音の環境基準を達成していない箇所があり、引き続き道路構造改善等や交通流の円滑化などの対策が必要です。

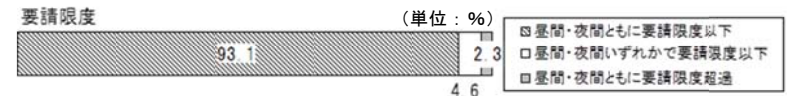
騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数（新規受理）の経年変化



自動車騒音に関する環境基準の達成状況（平成 24 年度）



自動車騒音に関する要請限度の超過状況（平成 24 年度）



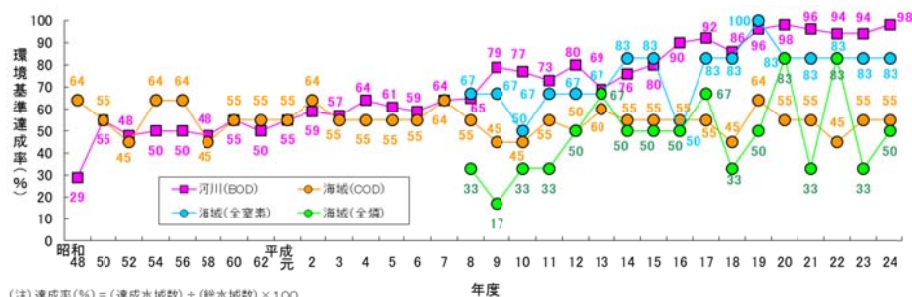
(4) 水環境

- 河川における有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、環境基準の達成率は上昇傾向しています。
- 伊勢湾・三河湾に流入するCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の負荷量については、下水道整備等により削減が進んでいるものの、伊勢湾・三河湾の水質環境基準の達成率は、長期的に見て横ばいの状況が継続しています。
- 閉鎖性水域が富栄養化したことを示す指標の一つである赤潮は、近年においても年間を通じて発生が認められます。

[課題]

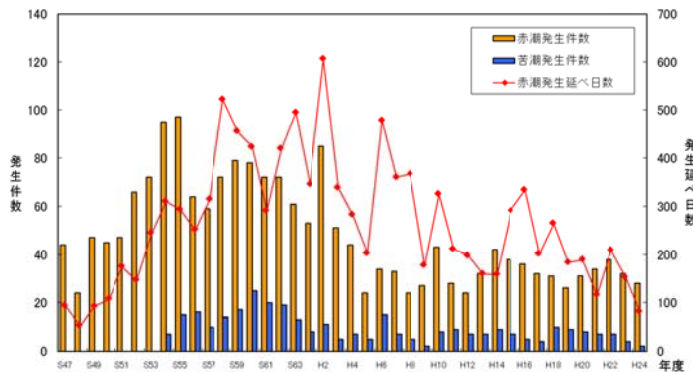
- ◆ 伊勢湾・三河湾は、外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、生活排水の浄化など汚濁負荷の流入対策はもとより、干潟・浅場の造成など、総合的な対策が必要です。

河川及び海域の環境基準達成率の経年変化



(注) 達成率(%) = (達成水域数) ÷ (総水域数) × 100
(資料) 環境部調べ

伊勢湾・三河湾における赤潮・苦潮の発生状況の推移



(注) 赤潮として確認できたもののみをカウントしているため、定量評価には留意が必要。特に、平成5年年度に赤潮の監視方法が変わっており、この時期の前後では数値を単純比較することができない。

(5) 土壌・地下水・地盤環境

- 地下水については、揮発性有機化合物（トリクロロエチレンなど）や硝酸性窒素、亜硝酸性窒素などによる汚染事例が現在でも生じています。
- 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って、土壌汚染が明らかになる事例が生じています。
- 地盤沈下については、概ね沈静化の方向にあります。

[課題]

- ◆ 土壌や地下水の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には、迅速かつ適切に対応する必要があります。
- ◆ 地盤沈下は一旦発生すると元に戻らない不可逆的な現象であるため、引き続き、地下水揚水規制等の対策を推進することが必要です。

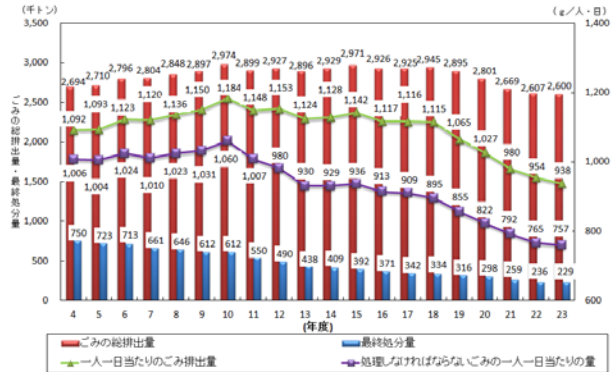
(6) 廃棄物

- 一般廃棄物（ごみ）の総排出量は平成19年度以降、処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成11年度以降、減少傾向にあります。
- 廃棄物の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに経年的に減少傾向にあります。廃棄物最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で22.8年（平成23年度末）、産業廃棄物で13.9年（平成22年度末）と推定されています。

[課題]

- ◆ 天然資源の投入量と廃棄物の最終処分量をできるだけ少なくするため、あらゆる場面で3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進し、資源循環型の地域づくりを進める必要があります。
- ◆ 不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を一層推進することが必要です。

ごみの総排出量と埋立処分量の経年変化



(注1) 「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
(注2) 「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

産業廃棄物の発生量と埋立処分量の経年変化



[課題]

- ◆ 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこと等により、多様な生物の生息生育空間であった緑地や水辺の減少や質の劣化が見られ、早急な対策が必要です。
- ◆ 国外や県外からの移入種による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題が生じており、希少野生生物の保護、外来種対策、野生生物の適正な保護管理が必要です。

(7) 自然環境

- 本県は、三河湾を懐に抱えるほか、伊勢湾及び太平洋にも面しており、海岸総延長は約 598 km で、そのうち自然海岸が約 37 km (全体の 6%)、半自然海岸が約 124 km (同 21%)、人工海岸が約 426 km、河口部が約 11 km (同 2%) となっています。
- 木曾川、庄内川、矢作川、豊川といった大河川を始め多くの河川があり、豊かな水系を作り出しています。
- 干潟は、伊勢湾(知多半島西岸海域)及び三河湾において約 2,062ha が確認されています。また、藻場は、伊勢湾、三河湾及び遠州灘(渥美半島南側海域)において約 859ha が確認されています。
- 植物種は、シデコブシ、シラタマホシクサ等「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では約 2,720 種(維管束植物約 2,200 種及びコケ植物約 500 種。移入種を除く。)が確認されています。
- 動物種は、哺乳類(海生哺乳類を含む) 64 種、鳥類 398 種、爬虫類 15 種、両生類 20 種の生息が確認されています(すべて外来種を除く)。また、淡水産魚類 51 種、昆虫類約 7,600 種、クモ類 512 種、陸・淡水産貝類 180 種及び内湾産貝類約 350 種(昆虫類以外、外来種を除く)の生息が確認されています。

※ 各動植物種の種数については、【植物】「レッドデータブックあいち 2009 植物編」(平成 21 年 3 月発行)、【哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水産魚類、昆虫類、クモ類、陸・淡水・内湾産貝類】「レッドデータブックあいち 2009 動物編」(平成 21 年 3 月発行)による。